

令和8年度 第2回 美郷町農業委員会議事録

令和8年度 第2回 美郷町農業委員会議事録

日時：令和8年5月26日（火）

9：30～10：10

場所：美郷町役場本庁2階多目的室

農業委員 6人（欠席委員 人）

1. 山田 昇	2. 樋ヶ 隆行	3. 烏田 裕一
4. 西嶋 伸介	5. 大草 美智江	6. 新田 晋太郎

農地利用最適化推進委員 7人（欠席委員 2人）

7. 浅原 譲	8. 坪内 博（欠席）	9. 梅原 富雄
10. 黒川 民次郎	11. 野田 祐司（欠席）	12. 佐和 克彦
13. 梅田 信雄		

オブザーバー しまね農業振興公社 農地集積相談員 松崎寿昌

事務局 農業委員会 事務局長 吾郷真彦

議事日程

第1 議事録署名委員の指名 樋ヶ隆行委員・烏田裕一委員

第2 議事

議案第1号 農地法第5条について

議案第2号 非農地判断について

報告第1号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）について

第3 その他報告事項

会 長	それでは皆さんおはようございます。まだ農作業や田植えが残っておられる方がおられますが。 布施の方は終わりましたか？
農地集積相談員	あと2町分ぐらいです。
会 長	もうすぐですね。まだ忙しいと思いますが。ここへきて天気が、梅雨っぽい天気が続いておりますが。また今晚から28日まで雨の予報が出ておりましたが。それから先は天気のマークが出ておりましたので。去年は梅雨に入ったかと思ったら、すぐに開けましたので、本当に短い梅雨の間でしたので、水がなかったり、ちょっとした異常気象でしたけれど。今年はどうなるかわかりませんが、なんか早く梅雨が明けるのではと言う人もいるし、誰も先のことはわかりませんが。適当にやっぱ降ってくれなければ困りますし。そうなることを願っておりますけれど。水はありますよね、今年は。この間結構雨が降りましたからね。このまま天気が続けばまた水がないところがだんだん出てくるかもしれません。 この前新聞やテレビのニュースで「島系84号」、川本町の南左木の方だから三原だよね、あそこで田植えをしているという話でしたが、あれは2月に名前の応募を締め切ったよね？いまだに「島系84号」ということは？
12番委員	まだ名前は発表していません。
7番委員	夏頃に発表になると言っていましたね。
会 長	ああ、そうなの。
7番委員	もう応募分は集まっているけど、審査をしておられるみたい。
12番委員	島根県の生産者大会があつて、その時に発表されます。
会 長	そうですか。そうでないと、耕作していても名前がつかない物のままなら売ることにはできないがなと思って、心配していたところです。決まっているんだな。

7 番 委 員	決まっているだが、選考しているところみたいです。
会 長	耕作はしているよね、村之郷の集落営農法人とか。
7 番 委 員	いえ、まだ耕作していません。再来年から本格的に耕作することでした。まだ島根県内のあちこちで耕作しているみたい。
会 長	邑智郡内では川本町だけですか？
農地集積相談員	そうみたいです。
会 長	あとは耕作してないのかな。それは本格栽培？試験栽培？
農地集積相談員	試験栽培です。
会 長	試験栽培ですか。段々増える予定ということで、3年ぐらいしたらうちにも回ってくるのか。段々農作業がしんどくなって、うちでは井手上げをしないといけなくて。一つの家ではやめたんだが。ということで、米の値段もだんだん下がっているそうです。在庫を捌くことができないと個人農家さんは言っておられました。営農組合さんもいつもぐらいなら2月ぐらいに在庫を捌くことができるんだが、まだ半分以上あるということで。今年はどうなるんでしょうか。残るんじゃないかと思って。それで生産の面積は増えているというし。また値段がガタッと落ちることがあってはいけないと心配しておりますが。もうちょっと計画性を持ってやってもらわないといけないですが。足りないから作れ、多すぎたから減らせということで、安定した農業経営はできません。ちゃんとやってもらいたいと思います。それでは第2回目の農業員会の総会を始めたいと思います。本日の議事録署名委員さんは2番委員さんと3番委員さんです。欠席は8番委員さんと11番委員さんです。それでは議事の方に入ります。議案第1号について事務局の説明をお願いします。
事 務 局	皆さんおはようございます。それでは早速議事の説明をいたします。議案第1号「農地法第5条について」です。資料は2ページ目です。今回1件の申請がありました。所在地は別府◎◎◎◎他計3筆。登記簿地目及び現況地目は全て田。面積は農地全体の面積は4,

	455㎡ですが、そのうち225㎡が対象となっております。譲渡人は松江市在住の●●●●さん、譲受人の方は美郷町です。こちらは一時転用の案件で、期間は令和9年3月31日までです。こちらは●●●●さんの家の上にあります、ため池の廃止工事にともない、工事に敷き鉄板を敷くということで、一時転用の申請がありました。 場所ですが資料3ページ目、こちら大田市との市町境付近に●●●●さんの農地がありまして、そこが対象となっております。資料で対象農地を囲んであるところの上の方に●●●●さんのため池がありまして、そのため池を廃止するための工事です。工事の概況ですが資料4ページ目、A3の資料がありますが、青い四角のしるしがあるところが鉄板式を敷く予定となっております。50枚ぐらいですが。ため池はこちらの資料の向かって左側の方にあります。水路と土のうとかを積んで工事をされるということです。 現地確認ですが資料5ページ目、こちらを2番委員さんと13番委員さんに現地確認をしてもらっております。説明は以上です。
会 長	ありがとうございます。現地確認の様子を2番委員さんお願いします。
2 番 委 員	現地確認をしてきましたが、ため池の方は水もなく草も生えていて、田の方もかなり木が生えて荒れていました。
会 長	はい。この現地確認をしているところは田ですか？ため池ですか？
事 務 局	これは全て田です。
会 長	これはもう耕作していない？
事 務 局	こちらはしばらく耕作されていない状況でした。
会 長	皆さんから意見やご質問はありませんか？これはこの前の乙原の案件と違って、まだ工事していないからいいです。それを心配しておりました。
事 務 局	今回の案件も対象じゃないかということで、申請されました。こう

	いう場合は事前相談してもらって、該当するときは申請してもらうようにしました。
5 番 委 員	これは工事が終わればどうなるんです。もとの雑草が生えた状態になるの？
事 務 局	農地は現況のままになりますけれど。
会 長	ひとつわからないのは、水が溜まっていないところをなぜ廃止の工事をするのかということだけど。
5 番 委 員	昔は使っていたんでしょ。
会 長	水が溜まっているならわかるけど、水がないなら災害が起こる可能性はないのでは。
事 務 局	水が全然ないというわけではないですよ。ただ草がたくさん生えていて、水面までは見えないという感じです。
1 2 番 委 員	想像するに水は溜まっていないじゃない？ ゴミでもつまれば溜まったりするから。そうでなければ工事はしないでしょう。
会 長	いまため池は工事をして撤去する方向であるんだろうけど、どこかで災害があってから。それにしても何もかも。優先順位があるんじゃないかと思うけど。他に危ないところはないのかな？
事 務 局	それを全部調査して工事していると思います。これも国の工事費もずっとあるわけではないでしょうから。
会 長	このため池は大きいの？
2 番 委 員	基準がどうか分かりません。
5 番 委 員	廃止というなら土で埋めるの？
会 長	ため池の堤防を壊すのでしょ。水が溜まらないようにする。

1 2 番委員	そこから別府の〇〇〇〇さんのところまで対応していたのかね。
会 長	あそこまで？
1 3 番委員	そうじゃないでしょう。●●●●さんの家の前の田だけでしょう。
会 長	川の無いところだからね。
5 番 委 員	●●●●さんも地元におられないということは、田も耕作していないということ？
会 長	あそこに誰かいたような。
2 番 委 員	息子さんがおられるような。
会 長	車が止まっていて人が一人いるような。まあ田を耕作するようなことはされないと思うけど。皆さんから何か意見はありませんか？無いようでしたら採決に移りたいと思います。議案第1号に承認される方は挙手をお願いします。
	(出席農業委員全員挙手)
会 長	ありがとうございます。議案第1号については承認されました。続いて議案第2号について事務局の説明をお願いします。
事 務 局	では議案第2号「非農地判断について」です。資料は7ページ目です。今回2件の案件があります。まず1件目、所在地は吾郷◎◎◎◎他計2筆。登記簿地目及び現況地目は全て田。面積は合計582㎡です。こちらの所有者は吾郷在住の●●●●さんです。続きまして2件目、所在地は長藤・・・・他計3筆。登記簿地目及び現況地目は田が2筆、畑が1筆です。面積は合計2,487㎡で、こちらの所有者は長藤在住の▲▲▲▲さんです。 続いて場所ですが資料8ページ目、まず1件目の吾郷の案件ですが、こちらは吾郷の県道川本波多線沿いの、今ちょうど吾郷と奥山の境にかけて工事をしてありますが、その江川沿いのところとな

	っております。続いて2件目の場所ですが資料9ページ目、こちらは資料の真ん中に該当農地がありますが、その上の方に▲▲▲▲さんの家がありまして、右上の方に空き地がありますが、こちらは特別養護老人ホーム△△△△があるところです。 現地確認ですが資料10ページ目、こちらは吾郷の案件で3番委員さんと11番委員さんに現地確認をしてもらいましたが、見てのとおりでこちらかなり竹藪が前からあるのかなという状況で、とても農地として活用できない状況でした。続いて2件目の長藤の件ですが資料11ページ目、現地確認を6番委員さんと10番委員さんにしてもらいましたが、▲▲▲▲さんの家の裏のあたりでして、結構草木が生い茂っている感じで、こちらも農地としての活用は難しいと思ひまして、非農地判断としてあげさせてもらいました。説明は以上です。
会 長	ありがとうございます。それでは現地確認について、最初の案件のついて3番委員さんお願いします。
3 番 委 員	資料を見てわかるとおり、竹がたくさん生えていて、これは農地としては無理だなと思いました。
会 長	どの竹の種類だろうか？真竹？
3 番 委 員	竹は細かったですね。
会 長	続いて長藤の案件を6番委員さんお願いします。
6 番 委 員	現地確認をしてまいりました。家の裏ですけど、草木が生い茂っていて、耕作できる状況じゃありませんでした。
会 長	3筆ありますね。1反7畝と言えは結構大きい田があるんだな。多分この上の方だな。なんかでこぼこしているね。一枚じゃないだろう。
事 務 局	何枚かが一緒になっていますね。
会 長	なんかわけがわからなくなるな。という現状だそうですが。●●●

	●さんはどの方ですか？
13番委員	●●●●●商店さんです。
会 長	●●●●●商店か。この道は奥山へ行く道？
事 務 局	こちらは県道川本波多線です。
会 長	こちらの土地は？
事 務 局	これは共同墓地です。邑智町の時に火葬場があったところです。跡地が町の共同墓地になっています。
会 長	この下が山くじらの処理場へ行く道？
事 務 局	いま山くじらの処理をするところです。この辺は大池と呼ばれるところです。
会 長	7番委員さん、何かありますか？
7番委員	いや、大和の長藤ということなので、どのあたりの方かなと思って、長藤曲利ということで。響谷か魚切谷の方かと。
会 長	この辺、どこも荒れているんだろう。ということで、写真を見たところ、●●●●●さんのところはとても無理でしょう。▲▲▲▲さんのところも大きな木は生えていないが。何も意見がないようでしたら採決に移ります。議案第2号について賛成の方の挙手をお願いします。
	(出席農業委員全員挙手)
会 長	ありがとうございます。議案第2号についても承認されました。続きまして報告の方に移ります。報告第1号について事務局の説明をお願いします。
事 務 局	では報告第1号「農用地利用集積等促進計画の公告」についてです。

	資料は12ページ目です。今回1件の報告内容があります。所在地は比敷◎◎◎◎他計80筆。登記簿地目及び現況地目は全て田。面積は合計97,986㎡。貸付人は比敷在住の●●●●さん他計23名。借受人は比敷の農事組合法人○○○○です。こちらはしまね農業振興公社を通じての利用権設定となっております。期間は令和8年5月14日から令和14年3月31日までの6年間となっております。 場所ですが資料19ページ目、こちらは比之宮地区の比敷集落の地図となっておりますが、こちらが所有者ごとに別々の色を塗っておりますが、こちらが該当する農地です。今回○○○○さんが利用権設定を更新されるということで、今回報告にあげさせていただきます。説明は以上です。
会 長	ありがとうございます。これは漏れなしで全て掲載されているんだな。利用権設定できなかったところはある？
事 務 局	若干相続がうまくいってないところもあり、例えば所有者の方が明治生まれの方やそれ以前の方もおられて、ちょっとその件については○○○○さんの事務局の方と話をしております。
会 長	わかりました。なかなか一辺には難しいよな。質問だけど、▲▲▲▲さんは宮内の△△△△さんの奥さんでしょ？
7 番 委 員	△△△△さんのお母さんです。その方は比敷から来ておられます。
会 長	それで田はあるの？
7 番 委 員	田があるから残っているのでしょうか。
会 長	お婆さんはまだ生きているの？
4 番 委 員	はい。でも施設に入っておられます。
会 長	もうひとついい？▼▼▼▼さんって？どちらの家かな？
7 番 委 員	▽▽▽▽さんの家の下の方にあります。2件家があって、全体図の

	中に入っています。
5 番 委 員	〇〇〇〇さんは都賀西の方も耕作しておられるんですか？
会 長	■■■■さんのところは都賀西になります。
事 務 局	地図の赤い線がちょうど集落の境界線になります。
会 長	■■■■さんのお母さんがおられるよね。
7 番 委 員	もう亡くなっておられます。都賀西には1件しかおられません。
会 長	頑張ってください。皆さん何かあれば聞いてください。
1 2 番 委 員	頑張ってください。
事 務 局	この資料をまとめるのも去年の終わりからやっていました。半年ぐらいかけて。
7 番 委 員	かなり土地の所有者が変わったり亡くなったりして、大変なケースが出たりしていないですか。
事 務 局	ありますよ。
7 番 委 員	前の制度では、相対で判を押せばよかったけれど。
事 務 局	所有者というか、所有権者と耕作する人との相対契約でしたけど、今は所有者と相続権者を確実にしないといけないので。
7 番 委 員	相続をうまくやってもらえてればいいけどね。
事 務 局	絶対5・6件は難しいケースが出ます。
7 番 委 員	子供まで行かなければいけないことがある。子供か孫か。
1 2 番 委 員	子供ならまだいい方です。

事務局	子供ならまだいいです。それこそ所有者が明治一桁とか、明治より前とか。
5番委員	これ終期が6年も先じゃない？6年先には亡くなっている方もおられるのでは。
事務局	だから相続をちゃんとやりましょうねということです。
会長	これは公示をかけたりしている？
事務局	はい。
会長	共有者不明は？
事務局	そこまではまだ。どうするかは決められておりません。手続きをするのかどうかを。
会長	わかりました。これで議事は終了します。 (この後、委員内で諸報告があり、次回の開催日を決めて閉会した)

以上会議の顚末を記録し、相違なきを証するために署名する。

会 長 山田 昇

議事録署名者 樋口隆行

議事録署名者 鳥田裕一